

【参考】地方創生関連交付金について

	事業 実施年度	交付決定日	計画 事業数	事業費 (一般財源含む)	交付決定額
地方創生先行型 (基礎交付分)	H27	H27. 3. 24	7	91,582 千円	50,567 千円
地方創生先行型 (上乗せ交付分) タイプ I	*****	*****	***	*****	*****
地方創生先行型 (上乗せ交付分) タイプ II	H27	H27. 11. 10	3	11,000 千円	10,000 千円
地方創生加速化交付金 (市単独)	H28	H28. 3. 29	2	52,856 千円	52,056 千円
地方創生推進交付金 (市単独)	H28~R2	H28. 8. 30	1	8,300 千円	4,150 千円
		H29. 4. 1 H29. 5. 31 H29. 11. 7		162,924 千円	81,462 千円
		H30. 4. 1		129,316 千円	64,658 千円
		H31. 4. 1		81,294 千円	40,647 千円
		R2. 4. 1		58,970 千円	29,485 千円
		R2~R4		R2. 4. 1	1

<備考>

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地方版総合戦略に位置付けられた事業が対象 ・事業ごとに、K P I (重要業績評価指標) の設定、P D C A サイクルの整備、事後の効果検証及び結果の公表、国への報告が必要
地方創生先行型 (基礎交付分)	<p>【交付限度額】各市町村に配分あり</p> <p>※地方版総合戦略策定経費相当分として1市町村 1,000 万円</p> <p>※人口や財政力指数等に配慮</p>
地方創生先行型 (上乗せ交付分) タイプ I	<p>【交付限度額】1市町村あたり 3,000~5,000 万円程度</p> <p>【申請事業数】原則2事業まで(先駆的事业)</p>
地方創生先行型 (上乗せ交付分) タイプ II	<p>【交付限度額】1市町村あたり 1,000 万円程度</p> <p>※平成 27 年 10 月 30 日までに、地方版総合戦略の策定が必要</p>
地方創生加速化交付金	<p>【交付限度額】1市町村あたり 4,000~8,000 万円程度</p> <p>【申請事業数】市単独は2事業まで(広域連携は制限なし)</p>
地方創生推進交付金	<p>【交付限度額】 ①先駆タイプ: 2 億円 (H28 は 1 億円) (1 事業あたり) ②横展開タイプ: 7,000 万円 (H29 は 5,000 万円)</p> <p>【補助率】 1/2</p> <p>【申請事業数】 当初: 2 事業まで(広域連携を含む場合は 3 事業) (①~③の合計) 改訂: 3 事業まで(広域連携を含む場合は 4 事業)</p> <p>※地域再生計画(～5 か年度まで) の認定が必要</p>